

第三者行為による負傷届について

◆この届出は・・・

被保険者又は被扶養者が自動車事故などの「第三者の行為」によって負傷し、健康保険で治療等を受ける時、又は受けた時に届出するものです。

第三者の行為によって負傷した治療費等は本来加害者が負担すべきもので、被保険者又は被扶養者が健康保険で治療等を受けた場合、もともと第三者が支払うべき治療費を健康保険組合が負担したことになります。このため被保険者または被扶養者が第三者に対して有する損害賠償請求権を健康保険組合が代位取得し、健康保険組合が支払った治療費等を保険会社に請求します。

◆提出書類

イ 交通事故(その他第三者行為)による負傷届

ロ 交通事故発生状況報告書

ハ 念書

ニ 交通事故証明書

※安全運転センターまたは、警察署にて申請を行って取り寄せて下さい。

照合記録簿の種別が「物件事故」になっている場合は、「ホ」を添付。

ホ 人身事故証明書入手不能理由書

ヘ 第三者行為の加害者が不明な場合について

※当て逃げ等、加害者がわからない場合のみご記入下さい。

◆注意事項

- この届出は自分を被害者(乙)、相手を加害者(甲)としてご記入下さい。
たとえ、自分の過失割合が多く事故状況からして加害者となる場合でも相手を加害者として記入して下さい。
- 示談を行う場合は示談する前に当組合に治療終了日(症状固定含む)をご連絡下さい。勝手に加害者と示談することのない様にお願いします。
- 自動車賠償責任保険(保険会社)に請求した場合は届出の写しを必ず保管しておいて下さい。
- この届出に添付する書類を提出できない場合は、当組合にご連絡下さい。

※ご不明な点がございましたら当組合までお問い合わせ下さい。

〒260-0045

千葉市中央区弁天 3-14-3

千葉県しんきん健康保険組合

TEL:043-254-0001